

平成31年2月21日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 日立造船株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89
- 指名停止措置期間 : 平成31年2月21日から平成31年3月6日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
本件は、日立造船(株)が受注した「平成29年度東海環状揖斐川右岸橋鋼上部工事」において、平成30年12月11日に発生した工事関係者事故である。
事故当日は、ベント材(鉄骨)をクレーンでトラックに積み込み運搬する作業を行っていたが、トラックへの積み込み完了後、吊上げに使用した玉掛ワイヤーが引っ掛りベント材が崩れ、被災者を巻き込みトラック荷台より転落。被災者はベント材の下敷きとなり死亡した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である日立造船(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号(052)953-8138